

SHIBUYA Urban Farming Project 規約

(名称)

第1条 本規約は、一般社団法人渋谷未来デザイン（以下「当法人」という。）とキューピー株式会社が主催する、SHIBUYA Urban Farming Project（以下「本会」という。）の会員制度・活動・運営組織について定めたものとする。

(目的)

第2条 本会は、アーバンファーマーリング（都市農）を通して都市の緑地化と生物多様性を促進しながら渋谷らしいコミュニティ形成と新たな食文化を実現するため、スタートアップ企業を含むあらゆる企業、行政ならびに市民等が連携して、生物多様性に関する最新技術や制度の研究等を行うとともに、生物多様性に関連する新しい商品・サービスの開発・販売を実装することを目指す。

(会員)

第3条 本会は、本会の目的に賛同して、指定する手続に基づき入会を認められた、代表メンバー・アドバイザー・一般メンバーおよびパブリックメンバーをもって構成し、代表メンバー・一般メンバーは、当法人の賛助会員以上の会員からなる。なお、パブリックメンバーについては当法人のパブリックパートナーを含む会員であることを原則とするが、代表メンバー全員が入会を認めた場合はこの限りではない。

2. 本会のメンバー（パブリックメンバーを除く）が当法人の賛助会員以上の会員の地位を失った場合は、本会のメンバーの地位も同時に失うものとする。パブリックメンバーが当法人のパブリックパートナーを含む会員の地位を失った場合も同様とするが、代表メンバー全員が別の扱いを認めた場合はこの限りではない。

2. 各メンバーは、次の各号に定める役割を担う。

(1) 代表メンバーは、本会の企画運営及び自組織での実践及び、本会の推進に資するソリューションを有する場合は当該ソリューションの提供を通じた本会の成果の共創を行う。

(2) アドバイザーは、本会などからの要請に基づき、本会の運営やアーバンファーマーミング運用、環境影響分析等に係る必要な技術支援やアドバイスを与える。

(3) 一般メンバーは、他のメンバーと取組み事例を共有し、自組織でのプロジェクト活動を推進する。

(4) パブリックメンバーは、教育機関、自治体、研究機関、研究者、学生などとなり、本会の健全な発展のための助言や提言や、活動を生かした研究や公共政策を推進する。

3. メンバー種別ごとの活動範囲は、次のとおりとする。

| 項目 | 代表 メンバ ー | アドバ イザー | 一般メ ンバー | パブ リック メン バー |
|-----------------------|----------------|------------|------------|-----------------------|
| 主査とりまとめ活動 | ○ | | | |
| 運営協議会への参加 | ○ | ○ | | |
| 本会の活動方針策定 | ○ | △ | | |
| 本会ウェブサイトへの掲載・イベントへの参加 | ○ | ○ | ○ | △ |
| 全体会議への参加 | ○ | ○ | ○ | △ |
| 本会技術資料の提供・入手 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 本会ロゴの使用許諾 | ○ | ○ | ○ | ○ |

4. 本会設立時の代表メンバー及びアドバイザーは附則第3条のとおりとする。設立

後、本会の代表メンバーまたはアドバイザーへ就任を希望する者は、既存の代

表メンバー全員の同意を得なければならない。

(事業年度)

第4条 本会は、令和6年6月19日に設立され、毎年の事業年度は、4月1日から

翌年3月31日までとする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アーバンファーマーミング（都市農）を中心とした取り組みや制度内外の研究に関すること（渋谷区内でのアーバンファーマーミング活動による環境貢献度（生物多様性およびCO2削減量など）の可視化を含む）
- (2) アーバンファーマーミング（都市農）に関連する新しい商品・サービスの開発・販売に関すること
- (3) 自治体の緑地化政策及び食育に関する提案に関すること
- (4) 会員企業等のネットワーキングに関すること
- (5) 一般社団法人渋谷未来デザイン開催事業への参加に関する助言・相談事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、当法人に入会申込書（様式1）を提出しなければならない。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする者は、当法人に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2. 退会は、当法人が退会等に係る承諾書を発送した日をもってその効力を生ずる。

ただし、代表メンバーが本会を退会（他の種別のメンバーへの変更も含む）しようとする場合は、他の代表メンバーへ退会の3か月前までに通知し、他の代表メンバー全員との協議を経なければならない。

3. 当法人は、本会の趣旨に鑑みてメンバーとして不相当と判断したときは、本規約10条に定めるリーダーの同意を得て、メンバーを除名し、あるいは他の種別のメンバーに変更することができる。

（秘密保持）

第8条 会員は、第2条の規定による本会の目的に反して、正当な理由なく、本会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（費用・収益）

第9条

1. 本会の運営に関して生じる費用の一部を負担するために、本会は、各メンバーに別表1に定める会費の拠出を求める。ただし、設立初年度の会費は無償とする。

2. 設立時代表メンバーは、以下の業務を担い個々に費用を負担し、会費は設けない。なお、代表メンバー追加時の業務・費用負担と会費については都度定める。

(1) 当法人は、本プロジェクトに関する以下の事務局業務を行う。

①活動計画策定、会議開催支援、会議のファシリテーション、議事録作成業務

②本会の HP サイトの管理

③本会の運用資金の管理

④本会のロゴ使用許諾管理

⑤渋谷区との連携業務（取り組み内容の共有や協力依頼の取り付け、および補助金取得など）

⑥本会のメンバー募集、メンバー管理業務

⑦その他本項各号に付随する業務

(2) キューピー株式会社は、本会を主宰しリーダーを務め、本会の商標ロゴを保有・維持管理し、事務局を務める当法人を通じて本会メンバーに使用許諾する。

また、本会の事務局経費についてメンバーから徴収する会費では賄えない分について、当法人との間で別途締結する委託契約に基づく委託料に基づき負担する。

3. アドバイザーは、本会に無償で以下の技術支援を行う。ただし、本会各メンバー

に対する個別のソリューション提供及び効果検証の取組みに伴う費用負担については、当該取組みに関与する当事者間の契約によって取り決める。

①本会の運営に係るアドバイス

②アーバンファーマーミング運用のアドバイス

③環境影響分析および成果物の各メンバーへの無償利用許諾

④その他本項各号に付随する業務

(役員・組織)

第10条 本会に、本会を代表するリーダー1名および副リーダー2名を置く。副リーダー等その他役員の設置はリーダーが定める。

2. リーダーは、本会を代表してメンバー及び第三者と契約を締結する権限をもたない。ただし、代表メンバー全員の同意がある場合、リーダーは、当該決議によって授権した範囲で、代表権を持つ。

3. リーダー、その他役員の任期は、原則として1年以内とし、再任、期間中の交代等を含め具体的な任期は代表メンバー全員の同意により定める。リーダー、その他役員の報酬は無報酬とする。

(組織)

第 11 条 本会は、代表メンバーとアドバイザーが参加する本会の意思決定機関である運営協議会と、すべてのメンバーが参加し情報交換を行う全体会議を開催する。

2. 運営協議会は全会一致を原則とする。ただし、真摯に協議しても全会一致が難しい場合は、リーダーが参加者全員の意見を尊重しながら決定するものとする。

3. 情報交換を行う全体会議の開催はリーダーが決定し、メンバーの招集をする。

4. 本会は、本条第 1 項の会議のほか、代表メンバー全員の同意がある場合、委員会などの組織を設けることができる。その場合の扱いは都度、代表メンバー全員の協議により定める。

(解散)

第 12 条 本会は、代表メンバー全員の合意により解散することができる。代表メンバー全員が本会を退会した場合、本会は解散する。

(規約の変更)

第 13 条 本会は、以下に該当する場合、代表メンバー全員の合意により、規約を変更することができる。

(1) 規約の変更が、メンバーの一般の利益に適合するとき。

(2) 規約の変更が、本会の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相

当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 本会は、前項による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の1か月前までに、規約を変更する旨及び変更後の規約の内容とその効力発生日を、各メンバー電子メール等で通知する。

3. 事業年度中の会費の値上げがあった場合、既存のメンバーに対して、同事業年度中に追加で会費の支払いを求めることは、原則として行わない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(その他)

第14条 この規約で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会員の意見を尊重しながら、代表メンバー全員の同意により定める。

附 則

第1条 この規約は、令和6年6月19日から施行する。

第2条 本会の設立時代表メンバーは、次のとおりとする（五十音順）。

設立時代表幹事 一般社団法人渋谷未来デザイン

設立時代表幹事 キューピー株式会社

設立時アドバイザー プランティオ株式会社



参加登録フォーム

SHIBUYA Urban Farming Projectへの入会及び参加登録はこちらです。

[Google アカウントを切り替える](#)

ファイルをアップロードしてこのフォームを送信すると、Google アカウントに関連付けられている名前、メールアドレス、および写真が記録されます

* 必須の質問です

概要*

- 会期：毎年4月1日から翌年3月31日
- 会費：2024年度無料 ※ ツアーなどの参加費はご負担頂きます。また年度によって変更の可能性あり
- 入会条件：渋谷未来デザイン賛助会員（年会費1万円）以上の会員資格を取得（申込は[こちら](#)）
- お問い合わせ先：渋谷未来デザイン 森木 info@fds.or.jp
- 下記、「SHIBUYA Urban Farming Project 会員規約」「渋谷未来デザイン会員規定」をご確認頂き、下記ボックスにチェックをお願い致します。

[渋谷未来デザイン会員規程](#)

SHIBUYA Urban Farming Project規約へのご承諾

渋谷未来デザイン賛助会員以上の会員資格取得へのご承諾

団体名*

回答を入力

ご担当者部署名*

回答を入力

ご担当者お名前*

回答を入力

ご担当者メールアドレス*

回答を入力

ご担当者連絡先*

携帯番号または固定電話番号を記入してください。

回答を入力

参加理由*

回答を入力

ご協力内容

回答を入力

渋谷未来デザインの会員区分*

入会済

未入会(会員申し込みの同時申請要；本フォーム送信後、会員申し込みをお願い致します)

ロゴデータ（画像）のご提供をお願いします。（既に渋谷未来デザインにご入会いただいている会員様は不要です）

[↓ ファイルを追加](#)

送信 フォームをクリア